

千葉市生活保護費返還金・徴収金等徴収嘱託員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく返還金及び徴収金並びに生活保護費について生じた戻入金で出納閉鎖後に係るもの（以下「返還金等」という。）の債権管理事務に従事する千葉市生活保護費返還金・徴収金等徴収嘱託員の設置等に関し、法令及び千葉市非常勤嘱託職員身分等取扱要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市に、千葉市生活保護費返還金・徴収金等徴収嘱託員（以下「嘱託員」という。）を置く。

2 嘱託員は、区保健福祉センター社会援護課（中央保健福祉センター及び若葉保健福祉センターにおいては社会援護第一課）に所属するものとする。

(身分)

第3条 嘱託員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の職員とする。

(職務)

第4条 嘱託員は、所属する課の課長（以下「所属長」という。）の監督の下、所属する課の職員（以下「職員」という。）と連携して次に掲げる業務に従事する。

- (1) 返還金等を滞納している世帯への電話や文書による納付催告に関すること。
- (2) 債権管理簿の整理に関すること。
- (3) 債務者の所在調査や相続人調査に関すること。
- (4) 返還金等を滞納している世帯への相談対応に関すること。
- (5) 職員に対する債権管理に関する指導及び保護課と連携して実施する研修に関すること。
- (6) 納付書発行業務に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、所属長が必要と認める業務に関すること。

(委嘱)

第5条 嘱託員は、次の各号に掲げる要件に該当する者のうちから、所属長の内申に基づき市長が委嘱する。

- (1) 官公庁において税務業務経験を有する者
- (2) 官公庁又は金融機関等において債権管理や債権回収の業務経験を有する者
- (3) その他職務遂行に要する能力を有すると認められる者

2 新たに嘱託員として委嘱された者は、すみやかに次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 履歴書
- (2) 誓約書（様式第1号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 嘱託員は、前項の提出書類の記載内容に異動があったときは、遅滞なく市長に届け出するものとする。

(退職)

第6条 嘱託員は、委嘱期間の満了により当然退職するものとする。

2 嘱託員は、退職しようとする日の1か月前までに、市長に届け出ることにより、委嘱期間満了前に退職することができる。

(勤務日及び勤務時間等)

第7条 嘱託員の勤務を要する日（以下「勤務日」という。）は、1週間について5日以内で、所属長が割り振るものとする。

2 嘱託員の勤務時間は、1週間について29時間とし、1日について7時間以内で、所属長が割り振るものとする。

3 嘱託員の休憩時間は、原則として1日につき1時間とする。

(休日)

第8条 次に掲げる日は、休日とし、勤務を要しないものとする。

(1) 前条第1項で割り振られた勤務日以外の日（次号及び第3号に掲げる日を除く。）

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 所属長は、嘱託員に前項に規定する休日のうち、次の各号に掲げる日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、勤務日のうち当該各号に定める期間内にある勤務日を休日に変更して、当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

(1) 前項第1号に掲げる日 当該日を含む週

(2) 前項第2号又は第3号に掲げる日 当該日から起算して8週間後の日までの期間

(出勤の記録)

第9条 嘱託員は、勤務すべき所定の時刻までに出勤し、自ら出勤簿に押印するものとする。ただし、あらかじめ所属長の承認を得た場合で公務により出勤簿に押印することができないときは、この限りでない。

(業務の報告)

第10条 嘱託員は、毎月、実施状況報告書（様式第2号）を作成し、翌月10日までに所属長に報告する。

2 所属長は、前項の報告書の写しを翌月15日までに保護課不正受給対策室長に提出する。

(補則)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

様式第1号

誓約書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

住所

氏名

私は、このたび千葉市生活保護費返還金・徴収金等徴収嘱託員に委嘱されましたので、下記事項（1から6まで）を厳守することを固く誓います。

また、解嘱事由に該当すると判断された場合は、解嘱されても異議ありません。

記

- 1 職務の遂行に当たり、全力を挙げてこれに専念すること。
- 2 職務の遂行に当たり関係法令、条例、規則及びこの要綱その他千葉市が定める規程に従い、かつ、所属長の職務上の命令に忠実に従うこと。
- 3 千葉市生活保護費返還金・徴収金等徴収嘱託員の職の信用を傷つけ、又は職全体の不名誉となるような行為をしないこと。
- 4 市長の許可があった場合を除くほか、職務上知ることのできた秘密を漏らさないこと。
また、その職を退いた後も同様であること。
- 5 故意又は過失によって市に損害を及ぼしたときは、その責を負うこと。
- 6 退職後であっても、在職中の行為によって市に損害を及ぼす事件が発生したときは、その責を負うこと。